

信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業 Q&A集（未定稿）

1 補助対象者の中に加工食品事業者は入らないのか

当事業は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている県内の酒造事業者及び伝統的工芸品事業者の事業の支援を行うものとしています。

補助事業者として、酒造事業者または伝統的工芸品事業者のいずれかが主体となって事業を行う中で、提案するプロジェクトの中に県内の加工食品事業者の加工食品を加えて実施することが可能です。

また、幹事団体が補助事業者として実施する場合、酒造事業者または伝統的工芸品事業者のいずれかを受益者とし、その他に県内の加工食品事業者の加工食品をプロジェクトの中に扱うことは可能です。

例；【購入型】 県産日本酒＋県産加工食品の商品プロジェクト
県産伝統的工芸品＋県産加工食品の商品プロジェクト
県産日本酒＋県産伝統的工芸品＋県産加工食品の商品プロジェクト

2 加工食品とはどのようなものか

補助金交付要綱第2条第12号に定義した、県オリジナル食材などを加工処理した食品や地域の加工食品のことをいいます。県内の加工食品事業者が地域資源（県内で生産・採取などされた農畜水産物）を活用した加工食品も対象となります。

3 幹事団体や酒類卸売業者が補助事業者となる場合とは

幹事団体とは、酒造組合、酒造協同組合、商工会、商工会議所、観光協会、小売酒販等をいい、酒造事業者や伝統的工芸品事業者の支援を目的としたプロジェクトを提案して実施できます。

幹事団体は、事業者の代表窓口として資金調達のプロジェクトを提案して実施するため、支援者からの資金は、事業者が受け取ることになります。

支援者に対する商品や活動報告等の送付については、事業者か幹事団体のいずれかが行うことになります。

また、酒類卸事業者が補助事業者となる場合も、これに準じて実施するものと考えており、事業者は酒造事業者や小売酒販に限りません。ただし、酒類卸事業者が自社取扱いの酒類販売のためのプロジェクトは、基本的には想定していません。

※【概要版】信州地場産品クラウドファンディング活用応援事業」参照

4	<p>補助事業者が酒造事業者であれば、共同事業者として飲食店等とタッグを組むことは可能か</p> <p>また、その場合、飲食店での「酒類の提供を伴う食事券等」をリターンとするプロジェクトは対象になるか（購入型）</p>
---	---

補助事業者が酒造事業者であれば、飲食店等と連携することは可能です。

この場合、様式第1号の申請者名は酒造事業者名を記入していただき、様式1-1の事業者の概要には、最上段に窓口となる酒造事業者、その次の段以降に飲食店等の名称を記入してください。

また、「酒類の提供を伴う食事券等」をリターンにする場合ですが、支援者がそれを受け取った場合、その酒造事業者の地酒などを伴った食事に使うかが想定できないため、その食事券等のみをリターンとするプロジェクトは対象になりません。酒造事業者の現物の地酒と食事券等との組み合わせであれば、対象にすることは可能です。

5	<p>一事業者が複数のプロジェクトに関与した場合、いずれのプロジェクトも補助金の対象となるか</p>
---	--

例えば、〇〇酒造という酒蔵が、寄付型で商品開発して、購入型でその開発した商品のPRをする場合、両プロジェクトとも補助金の対象となります。

ただし、購入型のみ又は寄付型のみで複数のプロジェクトを立案するということは想定できないため補助金の対象とはなりません。

しかし、〇〇酒造が単独で補助事業者になって実施するだけでなく、他の事業者と連携して「事業者体」の中で参加することは可能です。

なお、全く同じ事業者が構成する事業者体が複数のプロジェクトを実施する場合は、先述した寄付型と購入型を別でやる場合を除き、想定できないものとします。

6	<p>プロジェクトの目標金額に達成しなかった場合どうなるか</p>
---	-----------------------------------

購入型クラウドファンディングの募集方式として、All or Nothing方式とAll in方式があります。

All or Nothing方式は、目標金額に達成した場合のみ支援金を受け取ることができ、リターン義務も生じます。一方、達成しなかった場合、支援金は返金されリターン義務も生じません。

All in方式は、目標金額に達成しなかった場合でも集まった支援金を受け取ることができ、支援金額にかかわらずリターン義務が生じます。

事業の性質上、All in方式で実施していただくことが望ましいです。

ただし、目標金額が集まらなるとプロジェクトが実施できないような場合に関してはこの限りではありません。

7	商品の送料の補助は上限なしか
---	-----------------------

送料について、上限は設けておりません。ただし、補助事業として計画的な執行が望まれるため、過剰な送付計画とならないように留意していただく必要があります。

8	運営会社に対する利用手数料が調達資金から差し引かれる場合、利用手数料の支払いはいつとみなすのか
---	--

利用手数料の引かれた調達資金が振り込まれた日が、手数料の支払日となります。したがってこのような場合は、令和4年2月28日までに調達資金の振り込みまで完了する必要があります。

9	All or Nothing方式で実施し、目標金額に達成しなかった場合の補助対象経費の考え方は
---	--

この場合プロジェクトが成立とならないため、利用手数料、送料、サイト作成費のすべてが補助対象外となります。

10	幹事団体や地酒卸売事業者の役割とは（「3」の関連）
----	----------------------------------

当補助事業は、地酒及び伝統的工芸品などの地場産品を製造している事業者が継続的・安定的な事業活動を図るために実施するプロジェクトに対して支援するものです。しかし、酒造事業者または伝統的工芸品事業者が単独または共同でプロジェクトを実施することが困難である場合や効果的にプロジェクトを実施できると認められる場合^{*}は、幹事団体はその窓口となって、酒造事業者または伝統的工芸品事業者がそのプロジェクトによって利益を受けられるように実施することとしています。

よって、幹事団体がこのプロジェクトによって利益を受けることは補助事業の概念からしても想定しておりません。

また、地酒卸売事業者が補助事業者となる場合においても、これに準じます。

※「効果的にプロジェクトを実施できると認められる場合」とは、プロジェクトのプロデュース能力を有しており、支援者からの資金が酒造事業者や伝統的工芸品事業者への支援となることが確実であること

11	地酒卸売事業者が自社取扱商品のためのプロジェクトが想定されていない意図とは（「3」の関連）
----	--

本事業は、地酒や伝統的工芸品などの製造事業者を支援する事業となっております。そのため、地酒卸売事業者が酒造事業者から既に仕入れた在庫商品をプロジェクトの商品にすることは想定していません。したがって、プロジェクトを実施するにあたっては、プロジェクトの内容に沿った商品を仕入れることが適切であると考えています。

また、地酒卸売事業者が酒造事業者に委託醸造した商品については、その酒造事業者と連携して本事業の目的に沿った商品を主体としたプロジェクトとする場合に限り認めるものとします。

12	購入型での商品のラインアップとは
----	-------------------------

プロジェクトの対象商品は、酒造事業者または伝統的工芸品事業者が製造しているものです。この事業は、支援者が商品を購入することにより、支援した事業者の新たなファンにつなげることを想定しています。

例えば、酒類と加工食品、複数の酒造事業者の酒類など組み合わせることによって地場産品の魅力を高めた商品や、製造事業者自らが付加価値を高めるために開発した商品（例：寄付型で開発した商品等）をプロジェクトの対象商品とします。

13	プロジェクトの目標設定額の考え方について
----	-----------------------------

購入型においては、プロジェクトとして支援が得られる範囲の商品をラインアップするものであり、商品の小売価格を基に、ある程度の付加価値を加えた額の積み上げであることを想定しています。したがって、期間内に支援者からの資金を確実に得られるであろう金額を設定することが望ましいと考えています。

この付加価値は、販売に係る規定のマーヅンを幹事団体または地酒卸売業者が付加することは構いませんが、それ以外の付加額などは基本的に想定していないので、明確な説明を求めるものとします（幹事団体等は受益者になれない）。

寄付型においては、プロジェクトを達成するために必要な経費を設定することが望ましいと考えています。

購入型と寄付型の目標額の設定に関しては、設定の考え方が適切であるかなど説明を求めるものとします。

14	幹事団体または地酒卸売事業者が複数のプロジェクトを実施することは可能か （「5」の関連）
----	---

例えば、寄付型で開発した商品を、購入型の商品として紹介する場合は、両プロジェクトとも補助対象となります。しかし、同じ事業者が購入型のみ、または寄付型のみプロジェクトを複数回立案して実施することは想定していません。

ただし、1つの幹事団体または地酒卸売事業者が補助対象者となり、異なる受益者（酒造事業者や伝統的工芸品事業者）の商品のラインアップでプロジェクトを複数回立案する場合は、すべてのプロジェクトが補助対象となります。

この場合、申請は一括して行い、プロジェクト毎に事業費等を区分していただきます。

また、プロジェクト実施毎に不用額が生じた場合は、速やかに変更協議を行うものとします。

なお、不用額が大幅に生じた場合は、それ以降実施するプロジェクトの内容についても再協議する場合があります。

15	交付申請の提出書類で押印が必要なものはあるか
----	-------------------------------

様式1－2の誓約書には、押印をお願いいたします。